

青森県立郷土館整備検討会議設置要綱

(趣旨)

第1 青森県立郷土館の整備に係る基本計画策定に向けて、今後の整備方針等を整理、検討するため、青森県立郷土館整備検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 検討会議は、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が検討を依頼する次の事項について調査検討し、教育長に報告する。

- (1) これからの時代に求められる県立博物館について
- (2) 新たな県立博物館の整備場所候補地について
- (3) その他教育長が必要と認める事項について

(検討会議)

第3 検討会議は、11人以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 博物館関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

3 検討会議に、議長を1人置き、委員の互選により定める。

4 検討会議は、教育長が招集し、議長は会議を主宰する。

5 議長が不在のとき、又は欠けたときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。

6 議長は、専門的な見地から意見や情報を得るため、必要があるときは、検討会議にアドバイザーとして委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第4 委員の任期は、委嘱した日から令和8年3月31日までとする。

(庶務)

第5 検討会議の庶務は、青森県教育庁文化財保護課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月18日から施行する。